

災害地域支援チームの編成及び運用の継続について（一般甲）

令和 7 年 3 月 5 日
兵警災一般甲第 13 号

- 対号 1 兵庫県警察災害警備計画（平成26年兵警災例規甲第12号）
2 災害地域支援チームの編成及び運用の継続について（令和 5 年 3 月
15日兵警災一般甲第27号）

災害地域支援チーム（以下「DCST」という。）の編成及び運用については、対号に基づき実施しているところであるが、引き続き下記のとおり実施することとしたので、関係所属長は、所属職員に周知徹底の上、効果的な運用に特段の配慮をされたい。

記

1 目的

被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）だけでは初期対応が困難な大規模災害（自然現象により生ずる大規模な被害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察本部の所属の警ら用無線自動車及びオフロード二輪車を効率的かつ効果的に運用し、管轄警察署の初期対応の支援を行うことにより、県民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

2 定義

対号 1 に定めるところによる定義規定及び略称規定は、この通達において適用する。

3 部隊の編成

- (1) A号災害警備体制が発令された場合において、災害警備本部の長は、大規模災害発生直後の管轄警察署の初期対応を支援する必要があると認めたときは、災害警備本部直轄部隊に優先して、DCSTを編成し、管轄警察署に派遣することができる。
- (2) B号災害警備体制が発令された場合において、災害警備対策室の長は、大規模災害が発生する蓋然性が高く、A号災害警備体制を発令する事態が予測され、管轄警察署の初期対応を支援するために部隊を事前に派遣する必要があると認めたときは、DCSTを編成し、管轄警察署に派遣することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、災害警備本部又は災害警備対策室の長（以下「災害警備本部長等」という。）が必要と認めた場合は、DCSTを編成し、管轄警察署に派遣することができる。

4 部隊の体制等

- (1) DCSTは、警ら用無線自動車隊及びオフロード二輪車隊をもって編成し、その構成は災害地域支援チーム編成表（別表）のとおりとする。
- (2) 災害警備本部長等は、災害の規模、気象情報等を基に、支援が必要と認められる活動内容等に応じて、その都度、派遣する部隊並びにその要員及び車両の数を決定するものとする。

5 派遣期間

DCSTの派遣期間は、災害警備本部長等が必要と認める期間とする。

6 任務

警ら用無線自動車隊は警ら用無線自動車の機動性、機能性及び広域性をいかした活動を、オフロード二輪車隊はオフロード二輪車の悪路走行性をいかした活動を行うものとし、その具体的任務は次に掲げるものとする。

(1) 情報収集活動

無線機及び衛星電話を活用した災害情報の収集、データ端末及びタブレット端末を活用した画像等による災害情報の収集の活動

(2) 救出救助活動

被災者の救出救助活動及び医療機関への搬送補助

- (3) 交通活動
道路の破損・寸断地点における交通整理及び交通規制
- (4) 避難誘導活動等
避難指示の発令時等における避難広報活動及び避難誘導活動
- (5) その他
前記(1)から(4)までに掲げるもののほか、災害警備本部長等が必要と認めた活動

7 運用

DCSTは、災害警備本部長等の指揮により運用するものとする。

ただし、災害警備本部長等が、派遣先の管轄警察署の長が指揮することが適当であると認めるときは、当該管轄警察署の長の指揮により運用することができる。

8 留意事項

- (1) 連携の確保
派遣されたDCSTの要員は、管轄警察署と情報を共有するなど、緊密に連携すること。
- (2) 交通・受傷事故防止
被災地等は、道路の冠水及び損壊、土砂崩れ、建物の倒壊等が予想されるとともに、慣れない地域での活動となることから、細心の注意を払い、交通・受傷事故防止に配慮すること。
- (3) 要員に対する教養の徹底
警備部災害対策課長及びDCSTの要員が所属する所属の長は、派遣時に要員が管轄警察署において迅速かつ的確な初期対応の支援を行うことができるよう、平素から災害警備活動の重要性、在り方、留意事項等について教養を行うこと。